

The background is a long-exposure photograph of a road at night. The road surface is dark, with white dashed lines and arrows indicating traffic flow. On the right side, there are bright, curved light trails from vehicles, creating a sense of motion and depth. The overall color palette is dominated by blues and blacks, with highlights from the light trails.

行動倫理規範
制裁および禁輸措置に関する指針

制裁および禁輸措置に関する指針

Magnaは、当社がビジネスを展開するすべての司法管轄区の法律を順守することを約束します。この法律には、経済的制裁法令も含まれます。本指針は、Magna International

Inc.とその世界各地の事業グループ、部門、共同事業、その他の事業（「Magna」と総称）の全従業員に適用されます。本指針は、従業員、役員、取締役、コンサルタント、代理人など、Magnaのために行動しているすべての人々にも適用されます。

- 適用されるすべての法令（「制裁法」）を順守する必要があります。また以下に掲げる事業の制限に関するものも含まれます。
- 制裁の対象となっている国または国の行政区域（「制裁対象国」と総称）との事業、および
- 制裁対象国に在住し、または国内や国外の制裁対象リストに記載されている個人、企業、もしくはは団体およびそれらの代表者と代理人（「制裁対象者」と総称）。

制裁または禁輸措置とは

制裁および禁輸措置とは、特定の国における事業活動を制限するために、政府または国際機関（国連など）によって実施される施策です。これらの制裁および禁輸措置は、多くの場合、制裁を課す政府が、国際平和、安全保障、または人権にとって有害と認める政策または活動を改めるように、制裁対象国の政府または制裁対象者に圧力をかけることを意図したものです。

制裁法の禁止事項

制裁法は、関連する制裁対象国および制裁対象者によって異なりますが、種々の事業活動を制限または禁止します。制裁法は、多くの場合、物品、サービス、または資金の移動に対して制限を課します。制裁法は、次に掲げるものを制限または禁止することがありますが、必ずしもそうでない場合もあります。

- 制裁対象国内の人物との物品、サービス、または技術情報の売買、
- その所在地に関係なく、制裁対象者との物品、サービス、または技術情報の売買、
- 制裁対象国または制裁対象者への資金移動またはそれらを経由する資金移動、および制裁対象者（制裁対象銀行など）からの資金受領、または
- 販売者が、物品、サービス、または技術情報が制裁対象国または制裁対象者向けであることを承知の上で行う、非制裁対象国に所在する非制裁対象者への物品、サービス、または技術情報の販売。

国または個人が制裁対象国または制裁対象者に指定される経緯

通常、国、個人、または企業が制裁または禁輸措置の対象とされるのは、テロリズム、人権侵害、不法輸出、核兵器拡散、その他の犯罪行為などの活動に従事していると申し立てられることが理由です。Ma

gnaが事業を展開する特定の国および地域（即ち、カナダ、米国、およびEU）は、制裁対象国と制裁対象者のリストを作成し、公開しています。例：

カナダ: https://www.international.gc.ca/world-monde/international_relations-relations_internationales/sanctions/current-actuelles.aspx?lang=eng

米国: <http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Pages/Programs.aspx>

EU: <https://webgate.ec.europa.eu/fsd/fsf>

国連: <https://www.un.org/securitycouncil/content/un-sc-consolidated-list#composition%20list>

指針

Magnaは、制裁対象国または制裁対象者が相手方となっているかまたは関与している商取引を行いません。制裁対象国または制裁対象者が相手方となっているかまたは関与している商取引が行われているかまたはその可能性に気付いた場合は、すみやかにMagnaのグループ、地域、または会社の弁護士に連絡してください。上司、もしくはRegional Compliance Officerに連絡することもできますし、またはMagnaのホットラインを通して懸念事項を報告することもできます。

制裁対象国

Magnaのために事業活動を行っている国で適用される制裁法を順守する必要があります。加えて、Magnaの指針は、Magnaが全世界に展開するすべての事業において、米国およびカナダの制裁法を順守することです。ただし、地域の法律により当該順守が認められない場合はこの限りではありません。

制裁法は、複雑で、国により異なり、頻繁に改正されることに留意願います。Magnaの事業活動に適用される制裁法について疑問がある場合、Magnaのグループ、地域、または会社の弁護士に相談して助言を求めてください。

違反

Magnaは、コンプライアンス違反を決して容認しません。どのような違反であれ、深刻な問題として取り扱い、懲戒処分（解雇までをも含む）を課します。

Magnaの行動倫理規範もしくは本指針に誰かが違反していることに気付いた場合、またはその疑いがある場合は、グループ、地域、または会社の弁護士に連絡して、当該懸念を報告する必要があります。連絡先としては(i) 上司、(ii) Regional Compliance Officer、(iii)当社の最高倫理・コンプライアンス責任者、または(iv)Magnaのホットラインもあります。

Magnaは、Magnaの行動倫理規範もしくは本指針の違反を誠実に報告したことを理由とする、処罰、解雇、降格、停職、差別などの報復措置、またはその他の報復措置に直面している従業員を、報復禁止に関する当社の方針に従い保護します。

その他の情報

詳細な情報や助言が必要な場合は、所属するグループ、地域もしくは会社の弁護士、Regional Compliance Officer、または当社の最高倫理・コンプライアンス担当副社長に連絡してください。

Originally Enacted:	April 1, 2017
Current Version:	February 23, 2022
Next Review Date:	Q1 2025
Issued by:	Ethics & Legal Compliance
Approved by:	Chief Compliance Officer, on behalf of Magna Compliance Council



Driving Integrity

Know it.

Speak it.

Live it.